

和光市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて、計画実施のために平成31年度の事業について定めたものです。

2 計画期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 計画収集区域 市内全域

4 一般廃棄物の分別区分及び種類

分別区分		廃棄物の種類
資源ごみ	布類	衣料品、カーテン、毛布等
	紙パック	飲料用紙パック(アルミを使用していないもの)
	段ボール	段ボール箱(中に波形の紙がはさまっているもの)
	雑誌・雑紙	雑誌、絵本、封筒、紙袋等
	新聞	新聞(折込チラシを含む)
	缶	容器として使用されたアルミ缶、スチール缶
	びん	容器として使用されたびん
	ペットボトル	飲料、酒類、しょう油用、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢およびドレッシングタイプ調味料のペットボトル、
	プラスチック	容器包装プラスチック、容器包装以外のプラスチック
燃やすごみ		生ごみ、草、木くず、紙くず、草、ゴム等
粗大ごみ		タンス、ベッド、自転車、テーブル、椅子、ふとん等
その他ごみ	不燃ごみ	金属、せともの、ガラス類、小型家電品等
	有害ごみ類	乾電池、蛍光管、水銀含有品、スプレー缶類、アスベスト含有家庭用品

5 一般廃棄物の発生見込量

(単位 トン/年)

区分	紙・布類	かん	びん	ペットボトル	プラスチック
発生見込量	1,430	250	600	270	800
区分	燃やすごみ	粗大ごみ	その他ごみ	集団回収分	合計
発生見込量	16,800	920	710	1,000	22,780

区分	犬・猫等の死体(飼主不明分も含む)
発生見込量	200 体

6 ごみ減量及びリサイクル推進のための方策に関する事項

1 市民の役割

(1) 発生・排出抑制の取り組み

ア 買う前に考える

商品を購入するにあたっては、本当に必要なものかをもう一度考え、そのうえで簡易包装商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、グリーン購入などを優先し、商品は修理をしながら長期間使用してごみの減量に努めることとします。

イ マイバックを利用する

レジ袋を削減するためにマイバックを持参し、レジ袋の提供を断ることが求められます。

ウ 生ごみの減量策を考える

生ごみのうち約80%以上が水分です。ごみの減量効果の高い生ごみの水分を減らすことで腐敗・悪臭の防止とごみの減量が実現できるとともに、収集車の運搬効率や焼却施設の焼却効率が向上することで低炭素化社会の実現にも寄与できます。水切りを徹底することや食べ残しはしないようにすることなどにより、生ごみの減量化に努めることが求められます。

エ 捨てるときに考える

ごみを捨てる前には「もったいない」、「まだ使える」という気持ちで最後まで使用し、捨てる際には分別ルールを守って排出することが求められます。またフリーマーケットの活用などにより、不用品をリユース（再使用）することが求められます。

(2) 資源化への取り組み

ア 分別ルールを守る

可燃ごみの中には再生できる雑紙も多く含まれています。その紙ごみを再資源化するようにする。また、資源物であるプラスチック、ペットボトル、びん、缶、古紙、布などは、分別ルールを守って排出することが求められます。

イ 民間事業者が店頭等に回収箱を設置し、食品トレイなどの回収を行っています。市民が資源物のリサイクルに取り組むことを推進します。

ウ 集団回収に参加する

集団回収は、地域のコミュニティを支える自治会などの団体が回収日や回収場所を決めて、市場価値のある資源物を集めて、回収業者に引き渡すシステムです。多くの市民がこの活動に積極的に参加し、リサイクルを推進することが求められます。

2 事業者の役割

(1) 自己処理責任の徹底

排出者責任・拡大生産者責任の徹底

事業者は、排出者責任、拡大生産者責任の考え方を遵守するとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自己処理の原則に基づき、廃棄物処理業者へ委託するなどして、適正に処理する必要があります。

(2) 発生・排出抑制の取り組み

ア 過剰包装の抑制

過剰包装の抑制を進め、多重包装の制限やばら売りなどによって容器包装の削減を図ります。

イ レジ袋の削減

サービスの一環として消費者に提供しているレジ袋を積極的に削減し、ごみの減量や資源の節約に貢献していくことが求められます。

ウ 生ごみの減量とリサイクル

事業系の燃やすごみの多くに含まれる生ごみの大部分は、食品製造業、食品流通業、飲食店業などの食品関連事業者からの排出によるものです。

国では、このような食品廃棄物等のなかで肥料、飼料等の原材料となるような有用資源のリサイクルを推進していくことを目指すとともに、関連各者に対してそれぞれの責務を定めています。この中で、食品関連事業者に対しては、食品の購入や調理方法の改善により、食品廃棄物等の発生抑制や、水切りの徹底による減量及びリサイクルをすることが求められています。

(3) 資源化への取り組み

分別排出の徹底

ごみの発生・排出抑制に努めた事業活動を実践したうえで、それでも廃棄せざるを得ないものは、ごみと資源物をきちんと分別し、資源物は自主回収ルート等により積極的にリサイクルすることが求められます。

事業系ごみ収集形態及び見込量 (単位 トン/年)

ごみの区分	収集形態	見込量	搬入先
燃やすごみ	許可業者	3, 200	清掃センター
	直接搬入	700	清掃センター
粗大ごみ	許可業者	33	清掃センター
	直接搬入	710	清掃センター
清掃センター搬入量合計		4, 643	

燃やすごみ	許可業者	129.1	オリックス資源循環(株)寄居工場(※1)
	許可業者	422.4	大村商事(株)朝霞支社堆肥化施設(※2)
	許可業者	6.0	東京都大田区バイオガス施設(※3)
	許可業者	103.0	エルエス工業(株)那須塩原工場(※4)

※1 ㈱本田技術研究所、本田技研工業(株)和光ビル、本田技研工業(株)白子ビルの紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣を(株)勤労衛生がオリックス資源循環(株)寄居工場へ搬入します。

※2 ㈱本田技術研究所汎用開発センター食堂、本田技研工業(株)和光ビル内食堂、本田技研工業(株)白子ビル内食堂、イトーヨーカ堂和光店の事業系食品残渣。和光市内の小中学校10校の給食残渣。和光市及び埼玉県より委託を受けた事業所の剪定枝を大村商事(株)が大村商事(株)朝霞支社 堆肥化施設に搬入します。

※3 幸楽苑和光店の食品廃棄物を片山商事(株)が、大田区のバイオエナジー(株)城南島リサイクル施設に搬入します。

※4 独立行政法人理化学研究所・独立行政法人理化学研究所フロンティアの動物死体及び付随汚物をエルエス工業(株)が那須塩原市内のエルエス工業(株)那須塩原工場へ搬入します。

市内の民間処理施設 (他市からの委託による処理を行う施設) (単位 トン/年)

処理機能	資源化処分	
名称	柳金属(株)	(株)小田建設
所在地	新倉 7-8-22	下新倉 6-11-10
対象廃棄物	プラスチック容器包装	木くず (草・枝葉・幹・根株)
処理方式	計量・選別・圧縮・梱包・保管	破碎・チップ化
搬出元自治体	練馬区	板橋区
処理見込量	5, 332.0	1, 018.4

※処理見込量は、搬入自治体から搬入について協議のあった数量

3 市の役割・支援

(1) 普及・啓発

ア わかりやすい情報提供

「広報わこう」において、適宜、ごみの発生抑制に関する施策を掲載するとともに、ホームページにおいて、過去のごみの搬入・処分状況の実績を掲載します。

イ ごみ分別パンフレットの配布

毎年、「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを更新し、転入手続きの際に窓口で配布します。また法律や制度の変更があった場合には、随時パンフレットの全戸配布を実施いたします。

また、外国籍の市民に向けて、やさしい日本語によるごみ分別パンフレットを作成・配布するとともに、パンフレットのPRを行うことで、外国籍の市民に対して情報提供を行い、ごみの分別啓発を図ります。

ウ お届け講座・分別説明会の実施

正しいごみの出し方を理解していただくために、市内の団体等に出向いてお届け講座や分別説明会を開催します。

エ 清掃センター施設見学の実施

市内の小学校4年生を対象に清掃センターの施設見学を実施し、子どもの頃から、ごみ減量やリサイクルの大切さについて興味を持つきっかけになるような環境学習の場を提供していきます。

オ 個人事業者への啓発

和光市商工会と協働で「事業系ごみの減量と適正処理の手引」による指導をし、個人事業者に対して適正なごみ出しのルールを徹底します。

(2) 発生・排出抑制、資源化への取り組み

ア 地域住民との連携

自治会、育成会、PTA等、地域に密接する団体と連携をとりながら、さまざまな活動を通じて、ごみ減量・リサイクルの推進を図っていきます。

イ リサイクル活動推進費補助金

資源の有効利用・ごみの減量を市民の手で進めていくことを目的として、市内のリサイクル活動登録団体に対し、資源の回収量に応じ、補助金を交付しています。

この補助金制度の活用を多くの団体に周知するとともに、補助金単価については、市況単価なども踏まえながら弾力的な見直しを行い、こうした市民団体による集団資源回収活動を支援することで、資源化・分別意識の向上を図ります。

ウ 生ごみ減量化・食品ロスの削減対策

生ごみの減量化を目的として、生ごみの水切りや食べ残しの解消など生ごみ減量の普及・啓発を行います。

エ 紙類の資源化の促進

可燃ごみの中には、多くのリサイクル可能な紙類が含まれています。それらが資源として有効に活用されるよう、分別や排出方法について、市民・事業者への周知・徹底を図ります。

オ 不法投棄への対策

市民や事業者に呼びかけ、自治会等の地域の団体や警察等と連携をとりながら、不法投棄の未然防止や事後対策を図ります。

7 収集・運搬計画

1 家庭系ごみ

(1) 収集回数・運搬方法

家庭系ごみの収集・運搬の方法等は次のとおりとする。

なお、家庭ごみを直接清掃センターに搬入することができるものとする。その他ごみ

区分	収集回数	収集場所	収集・運搬方法	
布類	1回/週	ごみ集積所	市が指定した曜日に市民が自主管理しているごみ集積所に排出されたものを委託業者が収集	
紙パック	1回/週	ごみ集積所		
段ボール	1回/週	ごみ集積所		
雑誌・雑紙	1回/週	ごみ集積所		
新聞	1回/週	ごみ集積所		
缶	1回/週	ごみ集積所		
びん	1回/週	ごみ集積所		
ペットボトル	1回/週	ごみ集積所		
プラスチック	1回/週	ごみ集積所		
燃やすごみ	2回/週	ごみ集積所		
その他ごみ	1回/週	ごみ集積所		
粗大ごみ	委託業者に電話あるいは市の電子申請により申込予約して市が指定した日及び場所に排出したものを委託業者が収集する。			
集団回収分	資源回収業者の定める収集・運搬方法による。			

注1 新聞、雑誌・雑紙、段ボール、布類の搬入先は古紙問屋とし、それ以外の廃棄物は市の処理施設に搬入します。

注2 集団回収分は、各団体から任意の業者を経由して直接古紙問屋等に搬入し、市の処理施設に搬入しないものとする。

(2) ごみの排出方法・協力事項

■布類

衣料品、シーツ、タオル等は洗ってから、透明の袋に入れる。

※ 雨天日とそのおそれがあるときは排出しない。

※ 1回の収集につき3束までとする。

※ わたや羽毛入りのものは「燃やすごみ」で排出する。

■紙パック

洗って、切り開いて、乾かして紐で束ねて排出する。

※ アルミが使用されているものは「燃やすごみ」で排出する。

※ 地域で行っている集団回収に出す。

■段ボール

止め金具等の異物は取り除き、紐で束ねて排出する。

※ 1束は10枚程度までとし、1回の収集につき3束までとする。

※ 引越業者の段ボールは業者に返す。

※ 地域で行っている集団回収に出す。

■雑誌、雑紙

紙以外の異物は取り除き、紐で束ねて排出する。

※ 1束の高さは40cmまでとし、1回の収集につき3束までとする。

※ リサイクルできない紙（感熱紙、カーボン紙、油・食品等で汚れた紙など）は「燃やすごみ」で排出する。

※ 地域で行っている集団回収に出す。

■新聞

新聞、折込チラシを紐で束ねて排出する。

※ 1束あたり4つ折りでは高さ40cm、2つ折りでは高さ20cmまでとし、1回の収集につき2束までとする。

※ 新聞は販売店に返すか、地域で行っている集団回収に出す。

■缶

異物は取り除き、洗ってから、缶用コンテナ（青色の箱）にごみ袋等には入れないで排出する。

※ スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ類は「その他ごみ（有害）」で排出する。

※ アルミ缶は地域で行っている集団回収に出す。

■びん

せんやふたは除いて中を洗ってから、びん用コンテナ（黄色の箱）にごみ袋等には入れずに排出する。

※ 板ガラス、ガラス食器、耐熱ガラス、せともの類、乳白色のびん、農薬等の入っていたびんは「その他ごみ（不燃）」として排出する。

※ 一升びん、ビールびんなどの生きびんは酒店等に引き取ってもらうか、地域で行っている集団回収に出す。

■ペットボトル

キャップ、ラベルを外し、中を洗って緑色の収集用ネット袋に入れる。

※ ペットの識別マークがある飲料・酒類・しょう油用ペットボトルおよび本体がPETと表示されているしょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料のペットボトルを排出する。

※ 汚れの取り除けないものは「燃やすごみ」、カットしたものは「プラスチック」で排出する。

■プラスチック

洗って、透明か半透明の袋に入れて排出する。

※ 1回の収集につき45ℓ袋で3つまでとする。

※ トレー類はスーパーの店頭回収などへ排出する。

※ 汚れが取り除けないものは「燃やすごみ」で排出する。

■燃やすごみ

透明か半透明の袋に入れる。（木の剪定枝のみ束ねて排出可）

※ 1回の収集につき45ℓ袋で3つまでとする。ただし、木の剪定枝は太さ5cm、長さ50cm、

1 束 30 cm以下に束ねて、1 回の収集につき 2 束程度までとする。

※ 生ごみは十分水分を切ってから排出する。

■粗大ごみ

市の指定による排出方法とする。

※ 粗大ごみは、縦 24 cm・横 24 cm・高さ 35 cmを超えるものとする。

※ 1 回の収集につき 5 点以内とする。

■その他ごみ

○不燃ごみ：透明か半透明の袋に入れる。

※ 刃物、串、ガラス片など鋭利なものは危険のないよう紙に包むなどし、内容を明記して排出する。

○有害ごみ類

・乾電池（マンガン、アルカリ電池）：乾電池のみで透明の袋に入れて排出するか又は市の拠点回収ボックスに排出する。

※ ボタン電池、充電式電池は電気店の回収箱に戻す。

・ライター、スプレー缶類：ライター、スプレー缶類のみで透明の袋に入れて排出する。

・蛍光管：購入時のケースか透明の袋に入れて排出する。

・水銀体温計等：透明の袋に入れる。

○アスベスト含有家庭用品：透明袋に入れてアスベストと記載する。

■集団回収分

資源回収業者の定める方法による。

2 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

事業活動に伴って生じたごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

自ら処理できない場合には、事業者自ら直接清掃センターに搬入する方法、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する方法、事業系有料シール券を貼ってごみ集積所に出す方法で搬入し、市の処理施設で処理するものとする。

3 障害者及び高齢者に対する戸別収集

要介護認定者、身体障害者、高齢者の日常の生活支援の一環としてごみの戸別収集を実施する。

(1) 戸別収集対象者

一人住まい又は健康な同居人のいない、次のいずれかに該当する者を対象とする。

ア 介護保険受給者証を交付され、要介護状態にある者

イ 身体障害者手帳を交付され、障害の程度からみてごみの排出が困難と認める者

ウ 65歳以上で日常のごみの排出が困難と認める者

(2) ごみの排出方法

分別基準に従い、収集日の午前 8 時 30 分までに自宅玄関前にごみ袋で排出する。

(3) 収集方法

委託業者が玄関前まで出向き収集する。

(4) 申請及び確認方法

戸別収集を希望する者は、事前に和光市コミュニティケア会議（保健福祉部）の審査を経るものとする。

4 粗大ごみの戸別収集（運び出し）について

健康な同居人のいない高齢者、障害者等の日常生活支援の一環として、粗大ごみの戸別収集（運び出し）を実施する。

5 小動物の死体収集

飼犬、飼猫などの死体は、飼主が市の処理施設に持ち込むか収集を希望する場合は、市の委託業者が市の処理施設まで運搬する。

6 市で収集・処理しない一般廃棄物

(1) 家電リサイクル法対象機器

対 象 機 器	市民への周知内容
<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式） ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ・電気洗濯機及び衣類乾燥機 	機器を購入した店、新しく機器を買い換える店、市の許可業者にリサイクルを依頼する。

(2) 家庭系パソコンのリサイクル対象機器

対 象 機 器	市民への周知内容
・ブラウン管を使用しているパソコン	パソコンメーカー等に回収を依頼し、その指示に従ってリサイクルを行う。

※ブラウン管を使用していないパソコンは粗大ごみとして市で処理できます。

(3) 処理困難ごみ

品 目	市民への周知内容
消火器、原動機付自転車、オートバイ、自動車用部品、浴槽、流し台、洗面台、ソーラー温水器、畳、ピアノ、据え置き型金庫、瓦、石材、セメント、石膏、ブロック、レンガ、土砂、液体ワックス、ペンキ缶、陶器製便器、陶器製傘立て、陶器製テーブル、陶器製椅子、ボーリングの玉、電動車椅子、リヤカー、うす、農機具、ポンプ、建築廃材、その他市長が処理困難と認めるもの	購入店、専門業者に処理を依頼する。ただし品目により少量の場合は市に相談して許可を受けた後、排出者自ら市処理施設に搬入することができる。

(4) 一時的な多量ごみ

対 象	市民への周知内容
引っ越し、大掃除、庭木の剪定等で一時的に大量に出るごみ	排出者自ら市の処理施設に搬入するか市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼して市の処理施設で処理する。

7 一般廃棄物処理業の許可

(1) 許可業者数

一般廃棄物処理業許可業者数は、廃棄物の種類や量が大幅に増加するなど、廃棄物の状況や現状の収集運搬体制等を勘案して適正な処理体制の確保のため特に必要な場合を除き、既存の範囲内とする。

(2) 一般廃棄物処理業の許可業者

業 者 名	所 在 地	備 考
株式会社 勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	収集運搬
日本興業 株式会社	和光市本町20-14	収集運搬
有限会社 大和清掃	和光市白子3-21-14	収集運搬
片山商事 株式会社	朝霞市栄町5-6-19	収集運搬
大村商事 株式会社	志木市下宗岡2-18-20	収集運搬

斉藤興業 株式会社	和光市下新倉5-10-70	収集運搬
株式会社 アシスト	朝霞市上内間木407-5	収集運搬
和光リサイクル事業協同組合	和光市下新倉4-19-25	収集運搬
株式会社 ユーポライト	練馬区土支田4-13-10	収集運搬
有限会社 志木リサイクル	志木市中宗岡3-3-15	収集運搬
エルエス工業 株式会社	渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	収集運搬
有限会社 野島商事	新座市本多1-6-7	収集運搬
有限会社 影山商事	和光市新倉 4-4-11	収集運搬
株式会社 小田建設	和光市下新倉4-21-30	処分
株式会社 ワズリプラスチック	和光市新倉8-17-25	処分

8 中間処理計画

1 処理施設の概要

施設名	和光市清掃センター	
処理施設名	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	和光市下新倉 6-17-1	
プラントメーカー	日立造船(株)	日立造船(株)
稼働年月	平成2年3月	平成2年3月
処理方式	連続燃焼式ストーカ炉	破碎選別
処理能力	120 ^{トン} /24時間	17 ^{トン} /5時間
年間稼働日数	360日	—
受入時間	月曜日～金曜日 8時30分から 16時00分まで 土曜日 8時30分～正午(家庭系ごみのみ) ※平日の正午～13時・祝日・年末年始を除く	

※ 平成19年3月に発生した粗大ごみ処理施設破碎機の爆発事故により、粗大ごみ処理施設の破碎機、粗大ごみ受入コンベア、磁選機等については停止中。

※ 平成31年4月より焼却前処理破碎設備の稼働を開始。

(2) 中間処理内容

(単位 トン/年)

廃棄物の区分	処理見込量	中間処理内容
容器包装プラスチック	800	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
ペットボトル	270	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
びん(無色)	240	市の処理ルートでリサイクル
びん(茶色)	160	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
びん(その他色)	200	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託
金属(スチール)	130	市の処理ルートでリサイクル
金属(アルミ)	120	市の処理ルートでリサイクル
新聞	180	市の処理ルートでリサイクル
雑誌・雑紙	550	市の処理ルートでリサイクル
紙パック	5	市の処理ルートでリサイクル
段ボール	560	市の処理ルートでリサイクル
布類	135	市の処理ルートでリサイクル
その他ごみ	670	選別後素材別にリサイクル、焼却、埋立
傘	10	長沼商事(株)(所沢市)で破碎選別後、オリックス資源循環(株)(寄居町)で焼却・熔融(2t)
乾電池	20	野村興産(株)(北見市)で水銀他素材別にリ

蛍光管	10	サイクル(埼玉県清掃行政研究協議会で広域委託)
燃やすごみ	16,800	焼却
粗大ごみ	810	破碎後素材別にリサイクル、焼却
不燃系粗大ごみ	110	㈱エコ計画(寄居町100t、嵐山町10t)焼却・造粒
集団回収分	1,000	回収業者から古紙問屋等へ
合計	22,780	

廃棄物の区分	処理見込量	中間処理内容
犬・猫等の死体	200体	市処理施設で焼却、ペット霊園で火葬委託

9 最終処分

(1) 最終処分対象物及びその内容

種類	内容
焼却灰(主灰)	焼却炉から排出される灰
ばいじん(飛灰)	排ガス処理装置(バグフィルター)から排出された灰

(2) 処分方法

(単位 トン/年)

廃棄物の区分	処理見込量	処分先	処分方法
焼却灰	500	太平洋セメント㈱(埼玉県熊谷市)	セメント原料
	200	ツネイシカムテックス埼玉㈱(埼玉県寄居町)	人工砂
	800	渡辺産業㈱(栃木県日光市)	再生砕石
ばいじん	470	新草津ウェイトパーク(群馬県草津町)	埋立処分
	400	ジークライト㈱エコポート(山形県米沢市)	埋立処分
合計	2,370		